

福井県報

号外第46号
令和5年
3月31日(金)
火曜日発行

目次

選挙管理委員会告示

○福井県議会議員選挙における各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額(五)

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第55号

令和5年4月9日執行の福井県議会議員選挙における各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年3月31日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

選挙区の名 称	選挙運動に関する 支出金額の制限額
福 井 市	5,381,000 円
敦 賀 市	5,365,600 円
小浜市三方郡三方上中郡	5,092,400 円
大 野 市	4,998,700 円
勝 山 市	5,453,300 円
鯖 江 市	5,460,900 円
あ わ ら 市	5,797,600 円
越前市今立郡南条郡	5,143,100 円
坂 井 市	5,435,500 円
吉 田 郡	5,163,800 円
丹 生 郡	5,334,500 円
大 飯 郡	5,129,200 円

令和五年三月三十一日発行
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県